

- サイバーセキュリティ基本法（第25条第1項第4号）に基づき策定。新たなサイバーセキュリティ戦略に基づき、5分野を重点分野として特定。政府機関におけるサイバーセキュリティ関連予算については政府CIOと随時連携

① 経済社会の活力の向上及び持続的発展

- 企業におけるリスクマネジメントとしてのサイバーセキュリティ対策の推進、セキュリティ・バイ・デザインによるサービス等の実現
- サプライチェーン全体を俯瞰した取組推進、中小企業のサイバーセキュリティ対策支援
- 脆弱なIoT機器の対策等のための体制整備の推進

② 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

- 事前に積極的な防御策を講じる取組
- 重要インフラ第4次行動計画と整合、地方公共団体のセキュリティ対策の推進
- 統一基準に基づくリスク評価、多重防御対策、監視・監査の横断的な連携の高度化
- 大学等における各層別研修や実践的な訓練・演習等による自律的・組織的な取組促進
- サイバーセキュリティ対処調整センターの運用態勢等の確立
- 多様な主体の情報共有・連携体制の構築
- 大規模サイバー攻撃事態等への対処態勢の強化

③ 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障への寄与

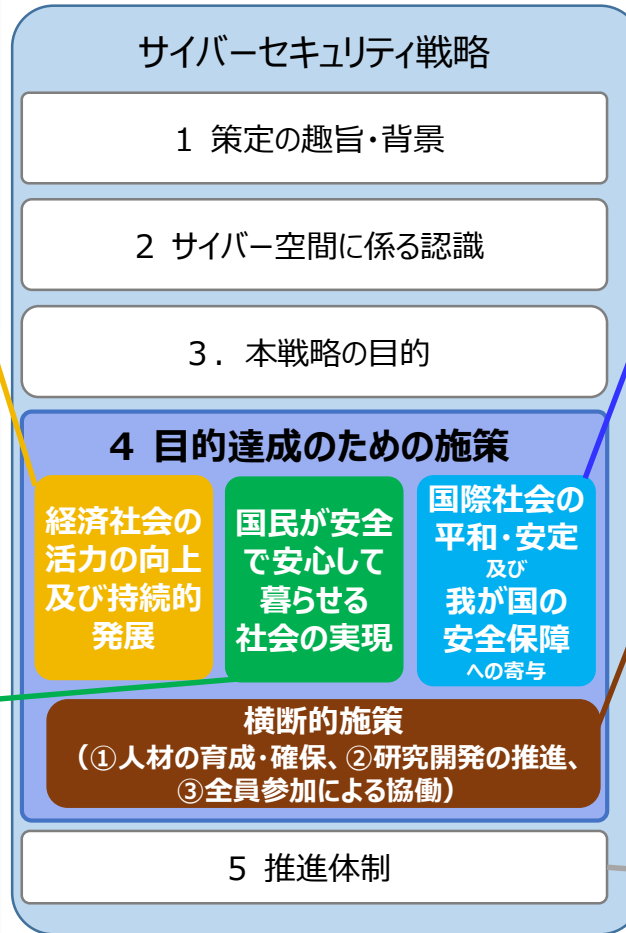
- サイバー空間のガバナンスのあり方を含めた、安全及び安定の強化
- 先端技術を保護する観点からの体制構築、関係機関の情報収集・分析能力向上
- 二国間、多国間の協力・連携、能力構築支援

④ 横断的施策

- 戦略マネジメント層、実務者層・技術者層や突出した能力を有する人材の育成・確保、初等中等教育段階の情報活用能力の育成、教育課程外の学べる機会に係る環境整備
- システムへ組み込むセキュリティ技術、不正プログラムの検出技術、状況把握能力の高度化、基盤技術等の研究開発の取組の実施
- サイバーセキュリティに対する意識・理解の醸成のため、産学官民の連携の推進

⑤ 推進体制

- 内閣サイバーセキュリティセンターを中心とする関係機関の一層の能力強化



○ 留意事項

- 追加的に必要な経費等については、業務・システム改革その他の施策の見直しによる行政の効率化等によって節減した費用等を振り向ける。
- サイバー空間の持続的発展のためにはサイバーセキュリティの確保が大前提であるため、重要インフラの防護、研究開発の推進等の必要な措置が着実かつ効果的になされるようにする。